

令和8年1月から  
令和9年3月までに  
結婚された方対象

# 新婚さんの 新生活を 応援します！



新婚世帯の住宅の  
取得・改修・賃貸・  
引越費用を補助します。

- 1世帯あたり**  
・夫婦ともに29歳以下  
上限**60万円**  
・30～39歳以下  
上限**30万円**  
を支給します。



## 【補助対象経費】

- 住宅費  
住宅の取得または  
リフォーム費、家賃、  
敷金、礼金、共益費、  
仲介手数料  
※住宅費にはさらに詳細要件があります。
- 引越費用  
引越業者、運送業者  
への支払いにかかる  
実費

## 【対象となる新婚世帯】①～⑦の全てを満たす世帯

- ①令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦であること。または、令和7年度事業により初めて本補助金を受けた方で補助上限に達しなかった方、および令和7年度事業による本補助金の資格認定を受けた方。
- ②夫婦の婚姻日における年齢がともに39歳以下であること。
- ③対象となる住宅が湧別町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方が住民票に記載され、その住所地を生活の本拠としていること。
- ④前年（令和7年1月から12月）の夫婦の所得の合計が500万円未満であること。  
※奨学金を現に返済している場合は、合計所得から年間返済額を控除できます。
- ⑤夫婦の双方が過去にこの補助を受けたことがないこと。
- ⑥世帯に属する者全員が税等の滞納がないこと。
- ⑦暴力団員でないこと。

【資格認定申請について】 令和8年度中に申請できない方は、資格認定申請をしてください。  
(例) 婚姻日が年度末に近い方、補助対象経費の発生が令和9年度中になる方  
資格認定申請により認定を受けた場合、令和9年4月1日以降に発生した経費について補助金を申請することができます。

【ハッピーライフ講座の受講をお願いします】 申請される方には、夫婦が将来のライフプランを思い描ききっかけづくりとして、夫婦で行う「健康づくり」や「とも家事」に関する簡単な資料閲覧など「ハッピーライフ講座」の受講にご協力いただきます。

この事業は、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して実施しています。

**申請・お問い合わせ先【湧別町健康こども課】**  
**電話01586-5-3765 FAX01586-5-2283**

# 結婚新生活支援事業補助金チェックシート

婚姻届けの提出日は令和8年1月1日から令和9年3月31日ですか？

いいえ



はい

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に、支払った住宅費や引っ越し費用はありますか？また、湧別町内の住宅に居住し、住民登録がありますか？

いいえ



はい

夫婦の令和7年中（令和7年1月1日から12月31日）の合計所得は500万円未満かつ、婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下ですか？

※ただし、貸与型奨学金（公共団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額（公的団体から返済額に対する助成を受けている場合にあつては、助成を受けた額を控除した金額）を控除した金額により、計算します。

いいえ



はい

該当する項目がありますか？  
○過去にこの事業に基づく補助を受けたことがある。  
○税等の滞納がある。  
○暴力団員である。

はい



いいえ

該当

非該当

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

湧別町健康こども課 子育て相談グループ  
電話01586-5-3765